

関東信越税理士会 熊谷支部4月例会次第

日時 令和3年4月9日(金)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | | |
|-----|----------|-------------------|---|------------|
| (1) | 3月26日(金) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 3月26日(金) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 3月29日(月) | 笠原行男会員ご尊父様 告別式 | 於 | アグリホール花園 |
| (4) | 4月 2日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) | 4月 2日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (6) | 4月3・4日 | 藤井一雄会員ご令室様 通夜・告別式 | 於 | 熊谷葬斎センター |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 正副支部長・地域長会議
日時 4月28日(水)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (2) 熊谷税務署との協議会
日時 4月28日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (3) 支部監事監査会
日時 5月12日(水)午後2時00分～
場所 支部事務局
- (4) 支部予算編成会議
日時 5月12日(水)午後3時00分～
場所 支部事務局
- (5) 支部第1回理事会
日時 5月17日(月)午後1時30分～3時30分
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

経理部より

5月12日(水)の例会時に令和3年度分 親和会費を集金します。
例会欠席の場合は、下記にお振込み下さい。(〒6,000)
(入会30年以上の場合はお振込みの必要はありません)

埼玉縣信用金庫 本店営業部 普通預金 3933201
関東信越税理士会熊谷支部親和会 寺山智久
(口座の名義は前支部長になっています)

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

熊谷支部現在会員数 163名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 令和3年5月12日(水) 午前9時30分～ 例会・署との協議会

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 5月12日(水)午前10時45分～12時15分

内容 DVD研修

「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う税制上の取扱い」

単位 1.5単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年4月現在)

5月例会	5月12日(水)	午前 9時30分～
6月例会	6月17日(木)	午後 1時20分～
		午後 3時30分～(定期総会)
8月例会	8月10日(火)	午後 2時00分～
9月例会	9月 9日(木)	午前 9時30分～
10月例会	10月 7日(木)	午前 9時30分～
11月例会	11月 8日(月)	午前10時30分～
12月例会	12月 8日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月13日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

日時 令和3年4月9日(金)

9時30分～

場所 杉木ホール

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について

(総務課)

別添1「関与先名簿」参照

別添2「関与先名簿(付表)」参照

別添3「使用人名簿」参照

税務署では、管内に事務所を有し税理士業務を行う方に対し、その関与先及び事務所使用人等の状況について、毎年1回、別添1から3の関与先名簿等の提出をお願いしております。

本年も、4月中旬に依頼文書を発送させていただく予定ですので、5月21日(金)までの提出についてご協力をお願いいたします。

(2) 令和2年分申告所得税等の口座振替について

(管理運営部門)

口座振替日

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税及び 復興特別所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

令和2年分申告所得税等の口座振替日につきましては、記載のとおり変更されております。

なお、申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、申告所得税(及び復興特別所得税)の振替日が延納期限と同一日となるため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額(第三期分)の全額を一括して振替日(5月31日(月))に引落しを行いますのでご注意ください。

(3) ダイレクト納付による納付手続きについて

令和3年3月7日以前に電子申告された方が電子申告データの送信後にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合、令和2年分の申告所得税及び復興特別所得税・贈与税については3月16日以降の納付日を、個人事業者の消費税については4月1日以降の納付日を指定することができないため、「即時納付」をご利用ください。

なお、納付情報登録依頼を作成・送信の上、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合は、令和2年分の申告所得税及び復興特別所得税・贈与税については3月16日以降の納付日を、個人事業者の消費税については4月1日以降の納付日を指定してダイレクト納付を行うことが可能です。

また、3月8日以後に電子申告された方につきましては、電子申告データの送信後にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知からダイレクト納付を行う場合であっても、令和2年分の申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税の延長後の納付期限である令和3年4月15日までの納付日を指定してダイレクト納付を行うことが可能です。

(4) 特例猶予の終了後における猶予の対応について

(徴収部門)

別添4「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ」参照

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することができない場合にご案内していた「特例猶予制度」につきましては、その対象が、令和3年2月1日までの納期限に係る国税となります。

このため、納期限が令和3年2月2日以後の国税について納付が困難である場合には、特例猶予制度は利用できませんが、既存の猶予制度(納税の猶予又は換価の猶予)を受けられる場合がありますので、まずは徴収部門までご相談ください。

(5) 4月以降の所得税等の申告相談体制について

(個人課税部門)

所得税、消費税及び贈与税の申告期限が延長され、4月15日(木)が期限となっております。併せて本年の申告相談においては整理券を紙及びラインで配付し、会場内の混雑緩和を図ってまいりましたが、整理券方式は申告期限をもって終了し、その後は従来どおり事前予約制を予定しております。

なお1日当たりの事前予約数については限りがございます。

先生方の関与先の従業員等からお問い合わせがございましたら、お早めに税務署へ連絡をしていただくよう、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

(6) 源泉所得税等の「納付照会のハガキ」の発送について

(法人課税部門)

法定納期限が令和3年1月20日までに到来する源泉所得税及び復興特別所得税について、納付が確認できない個人・法人の徴収義務者を対象として、国税局源泉事務センターから4月16日(金)に「納付照会のハガキ」の発送を予定しています。

先生方におかれましては、ご承知置きいただきますとともに、関与先の方から問い合わせ等がございましたら、ご指導くださいますようお願いいたします。

添付書類

- 1 「関与先名簿」
- 2 「関与先名簿(付表)」
- 3 「使用人名簿」
- 4 「新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ」

5 県税事務所からの連絡事項

熊谷県税事務所が令和3年2月1日付けで発送いたしました次の照会文書につきまして、申告所得税等の申告期限が令和3年4月15日まで延長されたことに伴い、次のとおり、提出期限を延長いたします。

イ 照会文書の名称

- ① 令和2年分不動産の賃貸状況について(お尋ね)
- ② 令和2年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等の明細書について(お尋ね)

ロ 延長後の提出期限

令和3年4月30日(金)

令和 年 月 日

関 与 先 名 簿

- ☐ 下表のとおり
- ☐ 別紙のとおり
- ☐ 関与先なし
- ☐ 廃業（ 年 月 日）

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代 表 者 氏 名	

所轄 税務署名	氏 名・名 称	納 税 地	関与開始年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年

- (注) 1 この名簿は、4月1日現在の関与先について記載し、1部提出してください。
- 2 雇用する所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行っている場合は、当該所属税理士に別途「関与先名簿（付表）」を記載していただき、併せて提出してください。
- 3 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであれば任意の様式で差し支えありません。

令和 年 月 日

関 与 先 名 簿 (付表)

- ☐ 以下のとおり
- ☐ 別紙のとお

事務所等所在地	
事務所等の名称	
所属税理士名	

所轄 税務署名	氏 名・名 称	納 税 地	関与開始年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年
			昭・平・令 年

(注) 1 この名簿は、4月1日現在の他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて業務を行っている関与先について記載し、勤務する税理士事務所又は税理士法人の関与先名簿と併せて提出してください。

2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであれば任意の様式で差し支えありません。

令和 年 月 日

使 用 人 名 簿

- ☐ 下表のとおり
- ☐ 別紙のとおり
- ☐ 使用人なし

事務所等所在地	
事務所等の名称	
税理士氏名又は 代 表 者 氏 名	

氏名	生年月日	住所	採 用 離 職 年月日	勤続年月	備 考
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト
	大昭平		・ 採用 ・ 離職	・	社員税理士 所属税理士 一般職員 家族専従者 バ ー ト

(注) 1 この名簿は、4月1日現在の使用人等について記載し、1部提出してください。

2 用紙の規格がA4判であり、記載項目が当様式の項目の全てを含むものであれば任意の様式で差し支えありません。

3 備考欄には、登録されている税理士区分又は雇用形態を記載してください。

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶 予 制 度 が あ り ま す

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要 件 （ 換 価 の 猶 予 ）

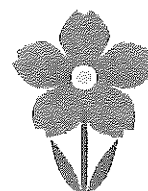
- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内 容 （ 猶 予 が 認 め ら れ る と ）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

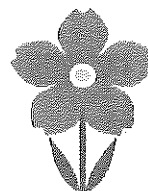
次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省： https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予の詳細はこちら





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		① 申請年月日 令和 年 月 日					
	氏 名 称			※税務署監理課 通債日付印 申請書番号 処理年月日					
	法 人 番 号								
納付すべき国税	年度	税 目	納期限	本 税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備 考
			・ ・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			・ ・			"		"	
			・ ・			"		"	
			・ ・			"		"	
合 計			イ	ロ	ハ "	ニ	ホ "		
②イ～ホの合計			円	③現在納付可能資金額		円	④猶予を受けようとする金額 (②-③)		円

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細		
	猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :	

⑤ 納付計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶 予 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間
---------	--------------------------

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担 保	☐ 有	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情
	☐ 無	

税理士署名	(電話番号 - -)
☐	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
☐ 財産収支状況書	☐ 収支の明細書
	☐ 財産目録
	☐ 担保関係書類
☐ 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

東京 税務署長殿

納税換価の猶予申請書

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項第 号（第5号の場合、第 号類似）又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-×		① 申請年月日	令和〇年4月20日	
	氏名	国税 太郎		通達日付印		
	法人番号			申請書番号		
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税
	令和〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31	250,000		要
	猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。					
	すぐに納付できる金額（「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額（A）」欄の金額）を記載してください。					
	合計			250,000		
②イ〜ホの合計		250,000		③現在納付可能資金額		0
				④猶予を受けようとする金額（②-③）		250,000
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記						
一時に納付することができない（生活維持又は事業の継続が困難となる）事情の詳細	住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入（毎月20万円）も返済を猶予してもらっている。					
	取引先からの入金全てを国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。					
	猶予該当事実の詳細（納税の猶予の場合）：					
⑤ 納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和〇. 4. 30	0円	令和〇. 8. 31	0円	令和〇. 12. 31	10,000円
	令和〇. 5. 31	0円	令和〇. 9. 30	40,000円	令和△. 1. 31	80,000円
	令和〇. 6. 30	0円	令和〇. 10. 31	0円	令和△. 2. 28	70,000円
	令和〇. 7. 31	0円	令和〇. 11. 30	0円	令和△. 3. 31	50,000円 +延滞税
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記						
猶予期間		令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間				
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期						
猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。 猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。						
担保	☐ 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情				
	☒ 無	担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。 ※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。				

- 書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
 - 今後（2か月程度）地方税や社会保険料などの猶予の申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署（徴収担当）にお気軽にご相談ください。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応
と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和2年3月
(令和3年4月6日更新)
国 税 庁
法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和3年4月6日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の一律延長関係

問1. 令和2年分確定申告の期限延長〔令和3年2月26日更新〕	6
問2. 申告以外の各種申請や届出の期限延長	
〔令和3年2月3日追加〕	7
問3. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否	
〔令和3年2月26日更新〕	8
問4. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続	
〔令和3年2月3日追加〕	8
問5. 申告所得税（及び復興特別所得税）の延納期限	
〔令和3年2月3日追加〕	8
問6. 既に申告を済ませている場合の納付期限	
〔令和3年2月3日追加〕	9
問7. 納付期限までに納税できない場合	
〔令和3年2月3日追加〕	9
問8. 一律の期限延長に伴う口座振替日	
〔令和3年2月3日追加〕	9
問9. 申告所得税等以外の税目について	
〔令和3年2月3日追加〕	10

2 申告・納付等の期限の個別延長関係

問1. 令和元年分の確定申告をこれから行う場合	
〔令和3年2月3日更新〕	11
問1-2. 期限までに申告等ができなかった場合の個別延長	
〔令和3年4月6日更新〕	12
問1-3. 簡易な方法による個別延長〔令和3年4月6日追加〕	13

問 1 - 4. 個別指定による延長後の申告・納付期限	
〔令和 3 年 4 月 6 日追加〕	14
問 1 - 5. 申告所得税等以外の税目の個別延長	
〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕	14
問 2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由	
〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕	15
問 2 - 2. 法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について	
〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕	17

<個別延長の対象>

問 3. 期限の個別延長の対象となる手続〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕	19
問 3 - 2. 青色申告の承認申請の取扱い〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕	20
問 3 - 3. 教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限 の延長について〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	22

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問 4. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長	23
問 5. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長 〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	24
問 6. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い 〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	24

<期限の個別延長の手続>

問 7. 個別延長のための申請手続の期限について 〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕	25
--	----

3 納付等の手続関係

問 1. 国税の納付方法について〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	26
問 2. ダイレクト納付への影響〔令和 3 年 3 月 5 日更新〕	27
問 3. 既に納付期限が 3 月 15 日と印字された納付書の使用 〔令和 3 年 2 月 3 日追加〕	27

<還付申告の取扱い>

問 4. 還付申告された方々への還付金の支払時期 〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	28
--	----

4 納付の猶予制度関係

問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合 〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	29
問 2. 猶予制度の概要について〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	30

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問 3. 収入が大幅に減少した場合〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	31
問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合〔令和 3 年 2 月 2 日更新〕	32

問 1-2. 《期限までに申告等ができなかった場合の個別延長》

〔令和3年4月6日更新〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、延長後の期限である令和3年4月15日（木）までに申告・納付等ができなかった場合、更に個別延長の適用を受けることはできますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限（令和3年4月15日（木））までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることになります。

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに所得税等の申告・納付ができなかった方が、令和3年4月30日（金）に申告・納付等ができる状況になった場合には、令和3年4月30日（金）から2か月以内（令和3年6月30日（水）まで）に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ所轄の税務署長が指定した日（令和3年4月30日（金）から2か月以内）まで期限が延長されます。

- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手續に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の期限延長が認められます。

- なお、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について税務署からお尋ねする場合があります。

- また、申告義務のない方が行う還付申告^{（注）}は5年間することができるので、この場合には、令和2年分確定申告期限を過ぎて申告しても問題はありません。

（注）年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税）により還付を受ける方が該当します。

問 1-3. 《簡易な方法による個別延長》 〔令和 3 年 4 月 6 日追加〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年 4 月 16 日（金）以降に個別延長を申請する場合に、申告書の余白等に所定の文言を記載する方法での申請はできないのでしょうか。

- 令和 2 年分確定申告については、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等など、あらかじめ様々な感染症対策を講じており、更に、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から申告期限・納付期限を一律に延長しました。こうした対策を通じて確定申告会場に会場される方等が安心して申告できるような環境を整備しており、申告期限内に申告いただけるものと考えています。
- ただし、申告期限が延長された後においてもなお、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由がある方については、申請により個別指定による期限延長が認められます。そのような方については、期限までに申告・納付等を行うことができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要がありますため、個々の状況を記載する欄がある「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出してください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税

- なお、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」は郵送で提出できるほか、「e-Tax ソフト」を利用して申請することもできます（注）。

（注）国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから申請することはできません。また、e-Tax ソフトを利用する場合、e-Tax ソフトのインストールやマイナンバーカード等が必要となります。

問 1-4. 《個別指定による延長後の申告・納付期限》 **〔令和3年4月6日追加〕**

個別指定による期限延長が認められた場合には、申告・納付期限はいつになるでしょうか。

- 個別指定による期限延長については、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に基づき、個々の状況を確認した上で、税務署長が申告・納付期限を指定することとなります。
- なお、申告書等と「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を同時に提出した場合には、その提出日が申告・納付期限となります。
- また、振替納税を利用されている方の振替日については、所轄の税務署から別途お知らせします。

問 1-5. 《申告所得税等以外の税目の個別延長》 **〔令和3年4月6日更新〕**

申告所得税等以外の税目について、個別指定による期限延長の適用を受けることはできないのですか。

- 法人税や相続税といったその他の税目についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付等が困難な方もおられると考えられ、そのような方については個別指定による期限延長が認められます。
- なお、令和3年4月16日（金）以後に個別指定による期限延長を申請する場合は、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、申告所得税等の取扱いと同様に、個々の状況を記載する欄がある「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出してください。
- 具体的な方法等については、国税庁ホームページ「個別指定による期限延長手続の具体的な方法」を参照してください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- 法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税
- 相続税

問2.《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》〔令和3年4月6日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症（以下、この問では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。
- 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手續に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、困難な理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。
- なお、期限までに申告等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について、税務署からお尋ねする場合があります。

※ 各税目に関する具体的な申請手續については、問7をご参照ください。

〔個人・法人共通〕

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
 - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

〔個人〕

- ④ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること

- ⑤ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
- 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
 - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
 - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが要請されていること

【法人】

- ⑦ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（問4参照）
- ※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

問 2-2. 《法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について》

〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕

法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できない場合、災害その他やむを得ない理由による提出期限の延長が認められますか。

- 法人税又は消費税の中間申告についても、期限までに提出することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、確定申告と同様に、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から 2 か月以内の範囲で、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

〔中間申告書の提出期限の延長について〕

- 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの（以下「通常の間申申告」といいます。法人税法 71 条、消費税法 42 条）と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度（又は課税期間）とみなして確定申告と同様に法人税額（又は消費税額）を計算するもの（以下「仮決算による中間申告」といいます。法人税法 72 条、消費税法 43 条）があります。
- これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の間申申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。
- その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、例えば、
 - ① 通常の間申申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する
 - ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要するなど、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

〔事後的な提出期限延長の申請手続について〕

- その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2 か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出いただければ、税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から 2 か月以内）まで期限が延長されます。

※ 具体的には、以下のリンク先の記載例をご覧ください。

(法人) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

(個人) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

※ 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書の提出は不要となります（法人税法 71 条の 2、消費税法 42 条の 2）。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成し、併せて提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

○ なお、期限までに申告等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について、税務署からお尋ねする場合があります。

〔中間申告書のみなし提出について〕

○ 一方、上記のような事情がなく、中間申告書をその提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかったときには、その提出期限において通常の間申申告に係る中間申告書の提出があったものとみなされます（法人税法 73 条、消費税法 44 条）。

○ この場合には、その提出期限において通常の間申申告に係る納付税額が確定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。猶予に関する一般的な質問等については、国税局猶予相談センターにご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、所轄の税務署にご相談ください。

<個別延長の対象>

問3.《期限の個別延長の対象となる手続》〔令和3年4月6日更新〕

申告以外の届出や申請なども期限の個別延長の対象となりますか。

- 更正の請求等の申告以外の届出や申請についても、期限の個別延長の対象となります。
- 例えば、申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。
 - ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
 - ・ 所得税の青色申告承認申請
 - ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
 - ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
 - ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
 - ・ 所得税の有価証券・暗号資産の評価方法の届出
 - ・ 所得税の有価証券・暗号資産の評価方法の変更承認申請
 - ・ 個人事業の開廃業等届出
 - ・ 国外財産調書の提出
 - ・ 財産債務調書の提出

※ 上記以外の手続や他の税目に関する手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

問3-2.《青色申告の承認申請の取扱い》〔令和3年4月6日更新〕

私は個人事業者であり、令和3年分以後の所得税については青色申告にしたいと考えています。

令和2年分の所得税の確定申告書は、通常の確定申告期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に提出することができませんでした。

この感染症の影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいのですが、令和3年分から青色申告にすることはできますか。

- 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても、新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに提出することができないやむを得ない理由がある方については、同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行われている場合には、その申請により、令和3年分の所得税から青色申告をすることができます。

※ 個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等を行うことができないやむを得ない理由がある場合に認められるものです（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項）。

したがって、例えば、令和3年4月16日（金）以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後、別の日に青色申告の承認申請を行う場合には、その申請を行うことができないやむを得ない理由があったとは認められず、令和3年分の所得税から青色申告をすることはできませんので、ご注意ください。

➤ 青色申告の承認申請書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/10.pdf>

※ 青色申告の特典については、次ページの（参考）をご確認ください。

（参考）青色申告の特典（主なもの）

〈最高 65 万円の青色申告特別控除〉

- 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、**確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて次の金額を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高 10 万円を控除することができます**（租税特別措置法 25 条の 2）。
 - 1 e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存の要件を満たしている場合 **最高 65 万円**
 - 2 上記 1 以外の場合 **最高 55 万円**

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の**労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます**（所得税法 57 条）。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得等が赤字となり、**純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）**（所得税法 70 条 1 項）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を**前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）**（所得税法 140 条）。

<期限の個別延長の手続>

問 7. 《個別延長のための申請手続の期限について》 〔令和 3 年 4 月 6 日更新〕

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

- 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 か月以内に申請を行っていただく必要があります。

申請に当たっては、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2 か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出いただければ、税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から 2 か月以内）まで期限が延長されます。

※ 延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、税務署に申請手続が必要になりますので、猶予に関する一般的な質問等については、国税局猶予相談センターにご相談いただき、猶予制度の詳細や個別の事情については、所轄の税務署にご相談ください。

- 具体的な申請手続については、以下のリンク先をご参照ください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- 申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税
- 法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税
- 相続税

- なお、期限までに申告等を行うことができないやむを得ない理由の内容等について税務署からお尋ねする場合があります。

収受印

整理番号

令和__年__月__日

税務署長 殿

(〒)

申請者 住 所

(所在地) _____

(電話番号 _____)

氏 名

(名 称) _____

法人番号

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自令和__年__月__日

の _____ により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、

至令和__年__月__日

納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	処 理
	令和__年__月__日	令和__年__月__日	
	令和__年__月__日	令和__年__月__日	
	令和__年__月__日	令和__年__月__日	
	令和__年__月__日	令和__年__月__日	
被 災 状 況			参 考 事 項

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。

2 ※印が付された欄の記入は要しません。

※決 裁	署 長	副署長	総務課長、統括官	担当者	※	令和__年__月__日
					※	令和__年__月__日
					通 知	第__号・口頭・()
※税務署整理欄		通信日付印	年__月__日	確 認	処理年月日	年__月__日
		番号確認				

「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載要領等

- 1 「災害による申告、納付等の期限延長申請書」は、災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下「申告、納付等」という。）を、その申告、納付等の期限までにできない場合に、期限延長の指定を受けるために提出するものです。
- 2 「申請者」には、申請者の住所（所在地）、氏名（名称）及び電話番号を記載してください。
なお、申請者が法人である場合には、その代表者の氏名及び法人番号を併せて記載してください。
- 3 「自令和__年__月__日
至令和__年__月__日」には、災害により最初に被害を受けた日及び災害のやんだ日を記載してください。
- 4 「の_____により」には、災害の原因の種類又は名称を記載してください。
例：火事、台風第〇号
- 5 「期限の種類」欄には、延長を申請する申告、納付等をその種類ごとに記載してください。
例：法人税確定申告及び納付
源泉所得税の納付（〇月分）
- 6 「法定期限」欄には、期限延長の指定を受けようとする申告、納付等に係る法定期限を記載してください。
- 7 「申請期限」欄には、期限延長の指定を受けようとする期日を記載してください。
- 8 「被災状況」欄には、被災の状況、程度等を簡単に記載してください。

令和3年4月9日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
研修部長 森 戸 裕

税理士会36時間規定研修 令和3年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 春まさにたけなわな今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和3年5月12日（水）午前10時45分～12時15分（例会終了後）
場所 ホテルガーデンパレス
内容 DVD研修
「新型コロナウイルス感染症の流行に伴う税制上の取扱い」

単位 1.5単位

バス 午前9時10分 熊谷駅南口

*4月30日（金）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

*研修資料は後日ホームページに掲載しますので、各自必要なところをダウンロードしてお持ち下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和3年5月12日の支部研修会に出席します。

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

会員名 _____

関東信越税理士会熊谷支部役員名簿

令和3年4月1日 現在

役職名	氏名	分掌	住所	TEL
支部長	中野敦夫	登録調査委員	366-0824 深谷市西島町 2-13-11	5 7 1 - 2 3 3 2
副支部長	三澤欣一	制度・調研・公益・租推・北部	360-0802 熊谷市下奈良 545-13	5 2 4 - 3 6 1 1
	川田 茂	網紀・広報・情報・電子・南部・西部	360-0823 熊谷市榎町 259	5 0 7 - 3 1 8 6
	吉田福一	税対・福祉共済・東部	360-0161 熊谷市万吉 1271	5 3 6 - 1 1 3 6
	中村文男	総務・経理・政治連盟・深谷	366-0801 深谷市上野台 205	5 7 1 - 2 5 4 0
	中村武司	研修・会報・大里	360-0001 熊谷市上中条 1007-3	5 9 4 - 6 8 5 8
	森田正男	県連理事・登録調査委員 業務・青年・女性・中央	360-0018 熊谷市中央 1-77	5 2 1 - 0 4 3 7
理事	寺山智久	本会理事・県連専務理事	366-0042 深谷市東方町 2-25-7	5 7 1 - 2 8 2 1
	長谷部好一	総務部長	360-0816 熊谷市石原 1262-6	5 2 5 - 3 8 4 3
	水野敦史	経理部長・県連理事	360-0111 熊谷市押切 2562-3	5 3 6 - 5 6 5 8
	富井晴夫	網紀監察部長	360-0024 熊谷市間屋町 2-4-18	5 2 8 - 2 1 9 0
	蛭川高鋭	業務対策部長	360-0033 熊谷市曙町 3-62-1	5 2 5 - 0 6 8 5
	前島義徳	会報部長	360-0001 熊谷市上中条 1017	5 2 3 - 6 4 3 6
	吉田貴之	広報部長	360-0014 熊谷市箱田 2-2-8	5 2 1 - 0 3 3 4
	原 靖	制度部長	360-0035 熊谷市河原町 2-212	5 2 7 - 3 2 7 6
	林 正浩	税務支援対策部長	360-0122 熊谷市小泉 863-2	5 3 6 - 4 9 8 2
	福島繁夫	調査研究部長	366-0802 深谷市桜ヶ丘 220	5 7 1 - 8 2 4 2
	森戸 裕	研修部長	360-0033 熊谷市曙町 5-25	5 2 9 - 7 6 1 8
	小林賢一郎	情報システム部長	369-0201 深谷市岡 2596	5 8 5 - 2 5 2 7
	小林拓人	公益活動対策部長	360-0018 熊谷市中央 1-77	5 2 1 - 0 4 3 7
	村田克也	租税教育推進部長	360-0012 熊谷市上之 3023-3	5 0 1 - 5 0 0 1
	栗林昭人	電子申告推進特別委員長	360-0034 熊谷市万平町 2-1	5 7 7 - 5 5 2 5
	山本文子	福祉共済部長	369-1211 寄居町赤浜 773-1	5 8 2 - 3 1 1 5
	大久保秀彦	青年部長	369-0101 熊谷市津田 1188	0493-39-0555
	柿沼和歌枝	女性部長	360-0841 熊谷市新堀 746-1	5 3 3 - 8 3 3 5
	木島重雄	中央地区委員長	360-0042 熊谷市本町 1-62	5 7 8 - 8 5 3 1
	櫻澤 敦	東部地区委員長	360-0012 熊谷市上之 2068	5 2 5 - 3 5 0 0
	大谷宏一	西部地区委員長	360-0833 熊谷市広瀬 264-1	5 2 2 - 2 0 4 0
	安原宣彦	南部地区委員長	360-0823 熊谷市榎町 125	5 2 2 - 0 4 4 3
	森嶋秀人	北部地区委員長	360-0237 熊谷市永井太田 16-11	5 8 9 - 0 2 6 1
	富岡宏之	深谷地区委員長	366-0033 深谷市国済寺 620-3	5 7 2 - 1 3 7 0
	吉橋理沙	大里地区委員長	369-1203 寄居町寄居 1456-12	5 9 4 - 7 1 0 9
	相馬広明	支部国保長	369-1108 深谷市田中 753-8	5 9 4 - 8 4 3 7
	土屋政信	政治連盟支局長	366-0823 深谷市本住町 10-6	5 7 1 - 1 1 7 3
	福島泰彦		360-0847 熊谷市籠原南 1-113-3	5 8 0 - 6 4 7 1
	森 いづみ		360-0822 熊谷市宮本町 157	5 2 5 - 9 9 2 0
	増田亮吉		360-0037 熊谷市筑波 1-195	5 2 4 - 7 2 7 2
監事	石澤利一		360-0853 熊谷市玉井 1-36	5 3 3 - 7 7 5 0
	油井豊仁		360-0015 熊谷市肥塚 477-4	5 2 5 - 3 8 7 3
	中村敏行	県連会員相談室運営委員	360-0822 深谷市仲町 7-21	5 7 2 - 4 5 6 4
	清水茂昭	※現地域長	360-0012 熊谷市上之 3108-5	5 2 3 - 3 3 0 0

税理士会熊谷支部分掌機関所屬及び派遣税理士名簿

令和3年4月1日

(敬称略五十音順)

機関	総務部	経理部	業務対策部	綱紀監察部	会報部	税務支援対策部	調査研究部	制度部
部長	長谷部好一	水野敦史	蛭川高鋭	富井晴夫	前島義徳	林 正浩	福島繁夫	原 靖
副部長	前島義徳 森嶋秀人	清水茂昭	中澤仁之	前山信一	増田亮吉	栗林昭人	原 靖	福島繁夫
部	井田幸子 伊藤寿子 熊崎美杉 嶋田洋一 柴崎 健 富田秀昭 灰野耕二 堀野富士夫 水野敦史 南 絹代 森いづみ 渡辺 保		相原信夫 石坂哲也 岡本祐一 木島重雄 黒須克仁 小島周二 鈴木 昇 萩原直幸 福島泰彦 増田俊樹	木本英男 田代充雄 寺山智久 中村敏行 福島 昭 本塚雄一郎 吉田嘉高 渡辺 実	市原忠男 大島孝夫 大山 進 大山 亨 小野澤克則 高橋勤二 武田匡哉 武藤伸悟 吉田 貴之	新井弘貴 新井 進 萩原利彦 岡田 正 兼子重雄 熊崎美杉 小島 広 小林幹夫 塩田哲也 鈴木雄一 相馬広明 戸井田利夫 富岡宏之 根岸文男 納見 宏 萩原美明 橋本 博 長谷部好一 峯岸克俊 本田 章 松本一良 森川裕介	秋池正江 石井喜浩 小野博行 笠原行男 木村和吉 小島久幸 高岡 洋 武田 司 橋本直樹 橋本則彦 林 正浩 蛭川俊也 堀越雄司 前山信一 山川宏之 油井豊仁 渡邊慶二 渡辺雅江	
部員数	15	2	12	10	11	26	20	
担当副支部長	中村文男	中村文男	森田正男	川田 茂	中村武司	吉田福一	三澤欣一	

機関	青年部	女性部	研修部	広報部	情報システム部	電子申告推進特別委員会	公益活動対策部	租税教育推進部	福祉共済部
部長	大久保秀彦	柿沼和歌枝	森戸 裕	吉田貴之	小林賢一郎	栗林昭人	小林拓人	村田克也	山本文子
副部長	吉留良平	井田幸子	福島繁夫	小林賢一郎	小林喜一郎		増田俊樹	中澤仁之	森 いづみ
部 ・ 委 員 名	新井弘貴 塩田哲也 清水一宏 武田匡哉 西尾裕之 林 正浩 福島繁夫 前島義徳 増田亮吉 村田克也 森嶋秀人 森川裕介	秋池正江 伊藤寿子 金井千尋 木藤久丹江 熊崎美杉 櫻井富美子 須永栄子 染谷英美子 藤野佳子 南 絹代 森 いづみ 山本文子 吉橋理沙 渡辺雅江	金井千尋 大久保秀彦 荻野正博 桃沢邦夫 曾根和也 染谷英美子 高橋幸一 戸井田浩 長谷部信行 藤井一雄 前島義徳	足立憲夫 姉崎正一 伊東修二 大谷廣安 金子良光 神山隆夫 小暮隆史 小林拓人 桜澤 敦 清水一宏 清水 武 須永栄子 瀧山英太 土屋政信 西尾裕之 西田政隆 萩原 篤 能見孟俊 森川裕介 山崎浩成 龍前篤司 吉橋 徹	横村又彦		飯島賢二 石澤利一 磯部庄三 大久保匡志 角田房司 曾根邦夫 高橋泰三 武田 哲 中澤一雄 橋本泰久 林 法政 蛭川高鋭 陸名久好 前嶋修身 前島義邦	内田拓志 大谷宏一 加藤一郎 金谷初雄 木藤久丹江 神田福男 武田匡哉 濱野高志 森戸 裕	天笠裕司 新井政雄 栗林昭人 櫻井富美子 清水茂昭 竹村宗一 藤野佳子 吉留良平 吉橋理沙
部員数	1 4	1 6	1 3	2 6			1 7	1 1	1 1
担当副支部長	森田正男	森田正男	中村武司	川田 茂			三澤欣一	三澤欣一	吉田福一

顧問
吉田嘉高 福島 昭 田代充雄 本塚雄一郎
相談役
水本英男 渡辺 実 中村敏行 寺山智久
監事
石澤利一 油井豊仁

商工会議所 商工会
熊谷 深谷 妻沼 寄居 岡部 川本 大里 江南 豊里 花園
安原宣彦 新井 進 戸井田 浩 橋本則彦 小林賢一郎 堀野富士夫 林 法政 水野敦史 小暮隆史 新井政雄
市民相談室
熊谷 戸井田利夫 小島 広

関東信越税理士会熊谷支部会員名簿

(令和3年4月1日現在)

中央地区 11名

地区委員長

木島重雄

[illegible]

東部地区 25名

地区委員長 櫻澤 敦

氏名	住所	電話番号	FAX番号
天笠裕司	熊谷市筑波3-67	524-0296	524-0323
飯島賢二	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
石井喜浩	〃 太井2072	522-0988	522-8126
伊藤寿子	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
市原忠男	〃 上之3187-9	521-4060	524-1094
小野博行	〃 久下4-58	525-9755	525-9755
加藤一郎	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
桃沢邦夫	〃 久下3-198	080-1042-9208	528-0136
櫻澤 敦	〃 上之2068	525-3500	525-3501
嶋田洋一	〃 中西2-6-14	522-1903	522-1901
清水 武	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
清水茂昭	〃 上之3108-5	523-3300	523-3391
鈴木 昇	〃 筑波1-55	527-7020	527-7021
高橋泰三	〃 上之2068	525-3500	525-3501
高橋勤二	〃 上之2068	525-3500	525-3501
武田 司	〃 筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階	599-3071	599-3072
田代充雄	〃 銀座3-97-2	521-1094	525-6437
富井晴夫	〃 問屋町2-4-18 情報センタービル2F	528-2190	528-2193
能見孟俊	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
増田亮吉	〃 筑波1-195	524-7272	524-7273
松本一良	〃 上之11-7	522-5557	522-5557
村田克也	〃 上之3023-3	501-5001	501-7080
山崎浩成	〃 上之2127-3	529-7220	529-7221
陸名久好	〃 銀座6-1-34-1	580-7601	580-7602
渡邊慶二	〃 上之498-3	524-3328	524-3625

地区委員長 大谷宏一

[illegible]

南部地区 25名

地区委員長

安原宣彦

氏名	住所	電話番号	FAX番号
伊東修二	熊谷市榎町11 IASビル	525-8118	525-6116
内田拓志	〃 久下2-56-3	577-5857	577-5857
大山 進	〃 見晴町241	525-3571	525-3572
大山 亨	〃 見晴町241	525-3571	525-3572
大久保秀彦	〃 津田1188	0493-39-0555	0493-39-0555
岡田 正	〃 宮前町1-147 島野ビル2F	520-2780	520-2781
金井千尋	〃 村岡399-5ダイヤパレスリバーコート 405	539-0556	539-0558
川田 茂	〃 榎町259	507-3186	507-3186
木村和吉	〃 榎町163-1 レーベンハイ ム熊谷エアリーフォート1001	527-0714	577-6606
栗林昭人	〃 万平町2-1 サンハイツ大和 第5 2階2201	577-5525	577-8288
小島 広	〃 樋春975-3	536-3422	536-3422
林 法政	〃 小泉863-2	536-4982	536-6220
林 正浩	〃 小泉863-2	536-4982	536-6220
原 靖	〃 河原町2-212	527-3276	527-3168
蛭川俊也	〃 曙町3-62-1	507-1264	522-5941
蛭川高鋭	〃 曙町3-62-1	525-0685	522-5941
藤野佳子	〃 桜木町2-35	522-1831	523-9172
水野敦史	〃 押切2562-3	536-5658	536-5901
森 いづみ	〃 宮本町157 富田第二ビル7階	525-9920	526-3387
森川裕介	〃 桜木町2-35	522-1831	523-9172
森戸 裕	〃 曙町5-25 熊谷社会文化会館4階	529-7618	501-1812
安原宣彦	〃 榎町125	522-0443	577-3373
吉澤春男	〃 村岡203-1	536-4147	577-4112
吉田福一	〃 万吉1271	536-1136	539-4265
龍前篤司	〃 桜木町1-18 橋本第一ビル5F	579-5143	579-5144

北部地区 31名

地区委員長

森嶋秀人

氏名	住所	電話番号	FAX番号
秋池正江	熊谷市肥塚887-6	526-5874	523-7525
姉崎正一	〃 上川上577-1	529-7480	529-7481
井田幸子	〃 弥藤吾1483-1	588-0572	501-5724
大島孝夫	〃 箱田7-5-13	521-6041	521-6816
金谷初雄	〃 永井太田1271	588-2087	588-2087
神田福男	〃 飯塚1582	577-8218	588-2545
木本英男	〃 中央3-108	525-7188	525-5190
小島久幸	〃 中央5-6-57	526-4133	526-4133
小林拓人	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
櫻井富美子	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
鈴木雄一	〃 柿沼847-22	525-3738	507-9445
須永栄子	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
戸井田浩	〃 西野534-4	588-2751	588-7160
戸井田利夫	〃 上根613	567-3210	567-3210
中村武司	〃 上中条1007-3	594-6858	594-6857
萩原直幸	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
橋本泰久	〃 中央1-206	580-3840	580-3841
藤井一雄	〃 下奈良67-4	522-3329	522-3329
堀越雄司	〃 弥藤吾48 昭和ビル3F	588-1229	588-6158
前嶋修身	〃 中央1-218	526-0811	524-8522
前島義邦	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
前島義徳	〃 上中条1017	523-6436	523-6830
増田俊樹	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
三澤欣一	〃 下奈良545-13	524-3611	524-3611
峯岸克俊	〃 永井太田1066	588-1729	588-1729
森嶋秀人	〃 永井太田16-11	589-0261	506-0834
森田正男	〃 中央1-77	521-0437	522-1191
山川宏之	〃 肥塚887-6	526-5874	523-7525
油井豊仁	〃 肥塚477-4	525-3873	525-3873
吉田嘉高	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506
吉田貴之	〃 箱田2-2-8	521-0334	521-4506

深谷地区 36名

地区委員長

富岡宏之

氏名	住所	電話番号	FAX番号
相原信夫	深谷市天神町2-50	572-3489	573-1345
新井 進	〃 上野台字台坂東275-3	572-6395	572-6395
石坂哲也	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
大久保匡志	〃 稻荷町2-14-5	598-3522	598-3523
荻野正博	〃 上野台203	571-5541	573-3870
荻原利彦	〃 蓮沼854-13	571-6568	571-6568
笠原行男	〃 栄町14-22	594-7791	594-7784
金子良光	〃 中瀬825-2	587-2971	587-2971
神山隆夫	〃 東方3390-3	532-8555	050-3730-4438
木藤久丹江	〃 西島町5-13-5	573-5045	551-5556
熊崎美杉	〃 東方3257-6	532-4695	532-4695
黒須克仁	〃 上柴町東5-15-20 関口ビル2F	575-5755	575-5733
小暮隆史	〃 中瀬112	587-2416	587-2254
小林幹夫	〃 西島町3-4-9	578-8640	578-8641
高岡 洋	〃 上野台3380-5	571-8981	571-9360
武田 哲	〃 稻荷町1-9-46	572-5110	573-7328
武田匡哉	〃 稻荷町1-9-46	572-5110	573-7328
土屋政信	〃 本住町10-6	571-1173	574-1479
角田房司	〃 稻荷町1-2-4	571-3434	571-3434
寺山智久	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
富岡宏之	〃 国済寺620-3	572-1370	572-1370
中澤仁之	〃 稻荷町2-4-38	580-4114	580-4115
中野敦夫	〃 西島町2-13-11	571-2332	571-0867
中村文男	〃 上野台205	571-2540	571-2541
中村敏行	〃 仲町7-21	572-4564	573-5710
西尾裕之	〃 上野台189-3 三宅アパート3号棟	594-9793	594-9794
根岸文男	〃 原郷2102	572-5901	572-5901
灰野耕二	〃 上柴町西5-12-6	572-0883	573-0705
荻原 篤	〃 田所町13-30	573-0025	573-0026
荻原美明	〃 東方1929-4	594-9576	594-9576
濱野高志	〃 東方町2-25-7	571-2821	572-4554
福島 昭	〃 桜ヶ丘220	571-8242	571-8994

福島繁夫	〃 桜ヶ丘 2 2 0	5 7 1－8 2 4 2	5 7 1－8 9 9 4
本田 章	〃 東方 3 7 6 8－2	5 0 7－6 4 6 3	5 0 7－6 4 6 3
前山信一	〃 上柴町東 3－4－1 9	5 0 1－2 0 6 1	5 0 1－2 0 6 1
横村又彦	〃 榎合 3 7 1	5 7 1－2 0 3 5	5 7 1－3 1 4 9

大里地区 13名

地区委員長

吉橋理沙

氏名	住所	電話番号	FAX番号
新井政雄	深谷市武蔵野 2 2 7 7－1	5 8 4－6 4 8 8	5 8 4－6 5 0 1
新井弘貴	〃 武蔵野 2 2 7 7－1	5 8 4－6 4 8 8	5 8 4－6 5 0 1
磯部庄三	〃 岡 2 6 3 4－8	5 8 5－1 3 9 6	
兼子重雄	寄居町寄居 1 4 9－1 0	5 0 7－1 4 4 2	5 0 7－1 4 4 2
相馬広明	深谷市田中 7 5 3－8	5 9 4－8 4 3 7	5 9 4－8 4 3 8
中澤一雄	寄居町用土 5 4 4 1－1 2	5 9 4－8 0 5 0	5 9 4－8 0 2 6
橋本則彦	〃 寄居 1 2 3 8－4	5 8 6－1 5 5 6	5 8 6－1 5 6 1
小林喜一郎	深谷市岡 2 5 9 6	5 8 5－2 5 2 7	5 8 5－1 1 2 5
小林賢一郎	〃 岡 2 5 9 6	5 8 5－2 5 2 7	5 8 5－1 1 2 5
南 絹代	〃 岡 1 8 9 5－1	5 8 5－0 1 5 5	5 8 5－0 1 5 5
山本文子	寄居町赤浜 7 7 3－1	5 8 2－3 1 1 5	5 8 2－3 3 1 4
吉橋 徹	〃 寄居 1 4 5 6－1 2	5 9 4－7 1 0 9	5 9 4－7 1 1 9
吉橋理沙	〃 寄居 1 4 5 6－1 2	5 9 4－7 1 0 9	5 9 4－7 1 1 9

準会員 3名

氏名	住所	電話番号	FAX番号
飯島寛祐	東京都立川市柴崎町 3－1 0－1 0	042－525－4584	042－525－7850
大久保毅	行田市長野 2－2 9－3 3	048－556－6195	048－553－0171
松島宏明	群馬県桐生市相生町 2－5 2 5－2 3	0277－55－0207	0277－55－0209

税理士法人

税理士法人名	税理士	電話番号	FAX番号
税理士法人第一経営熊谷事務所	柿沼和歌枝 瀧山英太	533-8335	533-8336
税理士法人けやきパートナーズ熊谷支社	岡田 正	520-2780	520-2781
MMG税理士法人	本塚雄一郎	522-1857	521-7007
税理士法人武田事務所	武田 哲 武田匡哉	572-5110	573-7328
税理士法人せいえん事務所	笠原行男	594-7791	594-7784
税理士法人東京さくら会計事務所熊谷事務所	橋本直樹	528-6630	528-6604
税理士法人西田経理事務所	西田政隆 吉留良平	522-1402	525-8035
税理士法人T&S灰野税理士事務所	灰野耕二 石坂哲也	572-0883	573-0705
PDC税理士法人	萩原直幸 小林拓人 増田俊樹 森田正男	521-0437	522-1191
吉田・櫻井税理士法人	吉田嘉高 吉田貴之 櫻井富美子	521-0334	521-4506
税理士法人曾根会計事務所	曾根和也	523-9814	522-7953
税理士法人大久保会計熊谷事務所	大久保秀彦	0493-39-0555	0493-39-0555
エヌケイ税理士法人	能見孟俊 加藤一郎 伊藤寿子 増田亮吉	524-7272	524-7273
辻・本郷税理士法人 熊谷事務所	武田 司	599-3071	599-3072
税理士法人前嶋事務所	前嶋修身	526-0811	524-8522
税理士法人IKG	飯島賢二 富井晴夫	528-2190	528-2193
税理士法人吉橋経理	吉橋 徹 吉橋理沙	594-7109	594-7119

支部会員 163名 準会員 3名 税理士法人 17 (31名)
熊谷支部事務局〒360-0041熊谷市宮町2-144 コーポビアネーズ203
TEL 521-3312 FAX 521-9612

令和3年4月9日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野敦夫

国税庁からのお知らせについて

日頃は支部の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

以下の内容につきまして、本会から情報が入りましたのでお知らせいたします。

なお、以下の情報につきましては、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載が
ございます。

(国税庁)

「令和3年4月16日以降の個別指定による期限延長手続について」

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の影響により、個別指定による期限延長を申請する場合、これまでは、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていましたが、令和3年4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要があることの周知依頼がありました。

なお、上記の取扱いについては、申告所得税等以外の税目についても同様となります。

詳細は、下記の国税庁ホームページをご確認ください。

記

● (参考) 国税庁ホームページ

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(令和3年4月6日更新)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

「令和2年分確定申告における感染症対策に関するFAQ」(令和3年4月6日更新)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/taisaku_03.pdf

令和3年4月7日
会 長 江本 英仁

埼税協熊谷地域4月例会

令和3年4月9日（金）

<会務報告>

令和3年4月6日（火） あんしん財団 業務推進協議会

15:00 清水園

* あんしん財団加入推進について

* その他

<会務予定>

令和3年4月15日（木） 第一回常務理事会 地域長会

11:00 ロイヤルパインズホテル浦和

* 地域活動費について

* 大同生命との協議会について

* その他

令和3年4月15日（木） 役員推薦会議

12:30 ロイヤルパインズホテル浦和

* 埼玉県税理士協同組合理事の推薦について

* その他

令和3年4月15日（木） 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について

14:00～15:30 ロイヤルパインズホテル浦和

* 2年度事業報告と3年度事業計画

* その他

令和3年4月22日（木） 日本生命VIP代理店推進会議

15:00～ 清水園

* VIP代理店の推進について

* その他

<提携企業インフォメーション>

日税サービス・朝日生命